



2003年	大宮アルディージャトップチームフィジカルコーチ
2004年	尚美学園大学サッカー部監督代行ヘッドコーチ
2005年	横浜FC トップチームコーチ
2006年～2007年	横浜FC トップチームフィジカルコーチ
2007年	横浜FC チーフフィジカルディレクター
2008年	名古屋グランパスエイトトップチームフィジカルコーチ

参考：現S級コーチライセンス保有者数： 287名（上記2名含む）

#### 4. 第7回フットボールカンファレンスの件

### （協議）資料 3

第7回フットボールカンファレンス開催候補地決定の手続きを下記の通りとし、各都道府県協会より、正式に開催希望を募り、開催候補地を決定する。

次回（第7回）フットボールカンファレンス概要（予定）

日 程：2011年1月8日（土）・9日（日）・10日（月・祝）

参加者：約1,000名

公認指導者及び審判員 800名（S～D級・審判員1級）

海外ゲスト 50名（FIFA/各大陸連盟/AFC加盟協会コーチ/ほか）

JFA関係者 120名

報道関係者 30名

参加費：25,000円

開催にあたり必要な要件（共催FAにご協力いただきたい要件）

（最低必要要件）

国際会議場（大ホール1,000席以上・小会議室7～10室）の確保

国際会議場会場費の負担

運営スタッフの確保と人件費(日当・謝金)の負担（開催期間中約30名）

（その他検討事項）

- ・ホテルの確保（海外ゲスト/関係者/参加者）
- ・懇親会会場の確保（約1,000名立食）
- ・アクセスの良さ（会場 ホテル 主要駅・空港）
- ・自治体とのタイアップの可能性
- ・国際会議場の付帯設備状況

開催申請の手続き

開催申請書（別紙）の提出（2009年6月30日まで）

（財）日本サッカー協会技術部荒谷宛

電話：03 - 3830 - 1810 FAX：03 - 3830 - 1814

ヒアリング（日程調整予定）

JFA 技術委員会で審査（2009 年 11 月）

JFA 理事会で承認（2009 年 11 月）

開催の効果

世界・アジア・日本の最新情報をダイレクトにきくことができる。

世界・アジア・日本の指導者にダイレクトにメッセージを伝えることができる。

地元指導者が数多くカンファレンス参加することができる。

地元指導者と世界 / アジア / 日本全国の指導者とが交流することができる。

地元地域への波及効果（第 6 回石川 / 金沢での事例）

- ・会場隣接商店街の売上増（前年比：約 7 % 増）
- ・会場隣接飲食店の売上増（前年比：約 10 % 増）
- ・地元宿泊施設、タクシー利用頻度増 等々

添付資料： 第 7 回フットボールカンファレンス開催申請書

第 6 回フットボールカンファレンス報告書

5. 懲罰の件

1. 新潟県サッカー協会からの懲罰案件について

- 故意による敗戦 -

大会名：

平成 20 年度 第 21 回新潟県選抜中学生フットサル上越地区大会（新潟県 F A 主催）

直江津中等教育学校サッカー部（以下、中等） 対 NFC MONDAYNIGHT（以下、NFC）

違反行為発生日： 2009 年 1 月 12 日(月/祝)

違反行為の概要：

中等は、D ブロック（5 チーム編成）での成績が 3 勝 0 敗であり、既に決勝リーグ進出が決まっていた。ブロックの 1 位および 2 位が決勝トーナメントに進むことになるが、中等は同ブロック 1 位になると、中等にとって過去の対戦成績が芳しくない OFCU と準決勝で対戦しなければならなくなる可能性があるという状況であった。

中等の梅山コーチ（同校の教頭）は、ブロックで 2 位となることで決勝トーナメント準決勝での OFCU との対戦を避けるべく、同ブロックの対 NFC 戦で故意に大量点にて負けることを画策し、その旨を選手（生徒）に指示した。

選手らは同指示に応え、自陣への連続 6 点のオウンゴールを繰り返すなどし、0-7 で中等の敗戦となり、結果として、同氏が意図したとおり中等はブロック 2 位となった。なお、同試合中、審判は同チームへ注意を行い、また、相手チーム(NFC)から没収試合と

する旨の要請があったりしたが、同大会の規程にこのような行為に対する規定がなかったため、大会責任者の判断により、試合は続けられた。

梅山コーチは事情聴取において、上記の事実をすべて認め「弁明の余地はなく、フェアプレー精神に反し、生徒に対する教育的配慮に欠く行為であった」と反省している。

また、中等の監督である大月氏は、「梅山氏が選手に対し上記の指示を行ったこと」を試合前に知っていたが、学校における上下関係（大月氏は講師、梅山氏は教頭）から、注意するには至らなかった。

被処分者： 梅山 猛生(ウメヤマ タケオ) コーチ (47 歳)

処分案： 12 ヶ月間のサッカー関連活動の停止 (2009 年 1 月 12 日より)

理由： 基本規程[別紙 1]競技および競技会における懲罰基準  
3 - 1 (3) チームによる著しい違反行為

## 2. 奈良県サッカー協会からの懲罰案件について

- 選手証偽造による不正出場 -

大会名： 奈良県社会人サッカーリーグ 1 部リーグ第 2 節  
MIKASA2003 対 JST

違反行為発生日： 2008 年 5 月 4 日(日)

### 違反行為の概要：

MIKASA2003 の松尾代表兼選手は、チームの全選手の選手証を一括に管理していたが、同試合の当日、そのうち石瀬選手の選手証を自宅に忘れてしまった。しかし、松尾氏は石瀬選手を同試合に出場させるべく、当日出場しない別の登録選手の選手証に石瀬選手の写真を貼り、石瀬選手を同別選手として出場させることを画策し、同チームの高田副代表兼選手とともに実行した。（同大会では選手確認はすべて「選手証」によって行うものとし、例外は一切認めていない）

石瀬選手は、当初、松尾氏、高田氏からの不正出場の提案を拒んだが、同人らに強く依頼されたために、最終的に承諾することとなった。

同不正行為が行われた当初は、同行為に誰も気づかなかったことから、特段の指摘もなく半年近くが過ぎた。しかし、2008 年 11 月頃、本件について「不正ではないか」との噂が立ったことを受け、当事者らが「自首」する形で県社会人連盟運営委員長へ相談が為された。

同人らは、上記事実を素直に認め JFA の処分に従う旨を述べている。

なお、不正行為時から発覚までの半年間の間、同人らは数試合の公式試合に出場している（最後に出場した公式試合は、2008 年 8 月 31(日)）。

被処分者： 松尾 聡 (マツオ サトシ) (21 歳)

高田 知良 (タカダ トモカズ) (21 歳)

処分案：12ヶ月間の出場停止（2008年5月4日より）

理由：基本規程[別紙1]競技および競技会における懲罰基準

3-2 偽造・変造した選手証、監督証またはその他の文書を行使した場合  
 同人らは違反行為時から発覚時までのおよそ半年間に数試合の公式戦に出場しているが、同人らが「自首」したことを考慮し、実質的な減刑として、  
 処分開始日は通例通り違反行為発生日(2008年5月4日)としたうえで、追加の遡及的処分は科さないものとする。

被処分者：石瀬 雄大（イシセ タケヒロ）（20歳）

処分案：6ヶ月間の出場停止（2008年5月4日より）

理由：基本規程[別紙1]競技および競技会における懲罰基準

3-2 偽造・変造した選手証、監督証またはその他の文書を行使した場合  
 本来なら12ヶ月の処分となるが、同人は当初不正行為の提案を拒んでおり、  
 上記二人からの強要があってやむを得ず行為に至ったという状況を考慮し、6ヶ月に減ずる。

6. JFAロングパイル人工芝ピッチ公認(新規)の件

1. 公認申請者：三重県

施設名：三重県営鈴鹿スポーツガーデン

サッカーラグビー場第3グラウンド（三重県・鈴鹿市）

施設所有者：三重県知事 野呂 昭彦

公認期間：2009年4月9日～2012年4月8日

公認番号：第80号

<特記事項>

- ◆ハイブリッドターフ(XP-62) /SRI ハイブリッド(株)は製品検査(ラボテスト)を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆公認規程に基づき2回の検査(フィールドテスト)を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

2. 公認申請者：奈良県五條市(ごじょうし)

施設名：上野(こうずけ)公園多目的グラウンド(奈良県・五條市)

施設所有者：五條市長 吉野 晴夫

公認期間：2009年4月9日～2012年4月8日

公認番号：第81号

<特記事項>

- ◆ハイブリッドターフ(XP-62HP) /SRI ハイブリッド(株)は製品検査(ラボテスト)を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆公認規程に基づき2回の検査(フィールドテスト)を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

3. 公認申請者：茨城県つくば市  
 施設名：フットボールスタジアムつくば（茨城県・つくば市）  
 施設所有者：つくば市長 市原 健一  
 公認期間：2009年4月9日～2012年4月8日  
 公認番号：第82号

<特記事項>

- ◆ドリームターフ(MX2065) / 積水樹脂(株)は製品検査(ラボテスト)を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆公認規程に基づき2回の検査(フィールドテスト)を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

4. 公認申請者：熊本県宇城市  
 施設名：宇城市立ふれあいスポーツセンター（熊本宇城フットボールセンター）  
 施設所有者：宇城市長 篠崎 鐵男  
 公認期間：2009年4月9日～2012年4月8日  
 公認番号：第83号

<特記事項>

- ◆セーフティターフ(MF-200) / 泉州敷物(株)は製品検査(ラボテスト)を完了し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆公認規程に基づき2回の検査(フィールドテスト)を実施し、JFA ロングパイル人工芝基準を満たしている。

7. プレジデント・ミッション(PHQ) 関連事項の件

・2009年度「JFAメンバーシップ制度基本還元金」について(協議事項)

1. 基本還元金 一覧表  
**(協議)資料 4**
2. 組織基盤(法人格・常勤事務局体制・事務局) 一覧表  
**(協議)資料 5**

・2008年度JFAスポーツマネジャーズカレッジ(SMC)について(報告事項)  
**(協議)資料 6**

・プレジデント・ミッション業務総括/業務目標について(報告事項)

1. 2008年度 業務総括  
**(協議)資料 7**
2. 2009年度 業務目標  
**(協議)資料 8**